

第 6754 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 8月31日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

♠ 自己の製作に係るソフトウェアの取得価額

Q : 自社で製作したソフトウェアの取得価額はどのような取扱いになっていますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

自己の製作に係るソフトウェアの取得価額は、減価償却資産の取得価額の規定に基づき、そのソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにそのソフトウェアを事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額となります。

この場合、その取得価額については適正な原価計算に基づき算定することとなりますが、会社が、原価の集計、配賦等につき、合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これが認められます。

なお、他の者から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、そのソフトウェアの取得価額に算入することになります。

また、既存ソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用の額は、その新たなソフトウェアの取得価額になりますが、その場合(新たなソフトウェアを製作することに伴い、その製作後既存ソフトウェア等を利用することが見込まれない場合に限る)におけるその既存ソフトウェア等の残存簿価は、その新たなソフトウェアの製作のために要した原材料費となります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

